

平成二十年一月二十九日提出  
質問 第三一六号

消失した在ウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応と国民の税金で購入した美術品に対する外務省の認識に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

消失した在ウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応と国民の税金で購入し

た美術品に対する外務省の認識に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六九第八号）を踏まえ、以下質問する。

一 外務省が一九九二年に購入した日本画「潮の舞」が、在ウズベキスタン大使館に配置された後に所在がわからなくなり、外務省が二〇〇六年にウズベキスタン当局に調査を依頼し、外務省としても調査（以下、「調査」という。）を行っていることについて、「調査」の対象となった人物の官職氏名をこれまで提出した質問主意書で問うてきているが、「前回答弁書」では「お尋ねの調査の状況等については、衆議院議員鈴木宗男君提出消失した在ウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応に関する質問に対する答弁書（平成二十年一月十五日内閣衆質一六八第三七八号）等で繰り返し述べたとおりである。」との答弁がなされ、明らかにされていない。こちらが問うたのは、「政府答弁書」（内閣衆質一六八第三七八号）で外務省が「お尋ねの『潮の舞』については、在ウズベキスタン日本国大使館（以下、「大使館」という。）においてその所在が確認できなくなったため、外務省大臣官房及び大使館が、大使館の歴代公館長、会計担当者及び現地職員等から聞き取り調査を行った」と述べている中にある、「調

「歴代公館長」、「会計担当者」、「現地職員等」それぞれの氏名である。質問の趣旨をはぐらかすことをせず、正確に理解した上で、再度右の者の氏名を明らかにすることを求める。

二 外務省は「前回答弁書」と「政府答弁書」、他に二〇〇七年七月十日に閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六六第三七八号）でも一の者の氏名を明らかにすることを避けているが、それはなぜか。明らかにできない理由があるのならば、その理由を説明されたい。

三 一の人物に対して「調査」を行った結果について、「政府答弁書」で外務省は有力な情報は得られなかった旨答弁しているが、具体的にどのような回答がなされたのか。「前回答弁書」では、「お尋ねの調査の状況等については、衆議院議員鈴木宗男君提出消失した在ウズベキスタン大使館配置の日本画についての外務省の対応に関する質問に対する答弁書（平成二十年一月十五日内閣衆質一六八第三七八号）等で繰り返し述べたとおりである。」と、これまた質問の趣旨をあえて外したとしか思えない答弁がなされている。「調査」の結果、有力な情報ではないにしても、一の人物からどのような回答があったのか、その具体的内容をそれぞれの人物ごとに明らかにすることを再度求める。

四 「前回答弁書」や「政府答弁書」並びに「潮の舞」に関するその他答弁書で、外務省が「調査」につい

て具体的に明らかにすることを避けるのはなぜか。その理由を明らかにされたい。

五 外務省が二〇〇七年五月二十四日付で「美術品に関する『週刊金曜日』の記事について」との題で、在外公館から名画や陶磁器など四年半で九十八点が消えたとする週刊金曜日の記事（以下、「記事」という。）の内容は事実ではない旨反論する文章（以下、「文章」という。）を外務省HP上に掲載しており、「文章」の中に「潮の舞」が含まれていないことについて、なぜ「文章」の中に「潮の舞」を含めなかったのか、「潮の舞」を含めないと決めた者は誰か、「潮の舞」を含めないと決めた理由は何かとの問いに対し、「前回答弁書」では「御指摘の外務省ホームページの見解については、御指摘の記事に事実反する記述が含まれており、報道機関から御指摘の四点の美術品を中心に事実関係に関する照会が多くなされたことから、大臣官房において、事実反する記述の例示として掲載することを決定したものであり、決裁書は作成されていない。」との答弁がなされている。右の答弁からすると、「潮の舞」については、「記事」の指摘通りであると外務省が認めており、「記事」の事実反していないと考えているということか。

六 「文章」に「潮の舞」を含めないと決めた人物の官職氏名を明らかにされたい。

七 「前回答弁書」で、鈴木宗男衆議院議員が提出した「潮の舞」についての質問主意書全七件（以下、「質問主意書」という。）を挙げているが、「質問主意書」に対する政府答弁書以外で、「潮の舞」の所在がわからなくなったことを公表したことはあるか。再度明確な答弁を求める。

八 前回質問主意書でも問うたが、外務省はいつ「潮の舞」の所在がわからなくなったことを公表する考えでいたのか。そもそも外務省は、「質問主意書」による追及を受ける以前に、自発的に「潮の舞」の所在がわからなくなったことを国民に公表する考えはあったのか。

九 「調査」について、質問の趣旨にまともに答えた回答をせず、「文章」の中に「潮の舞」を含めることせず、また「質問主意書」を受けるとまで自ら進んで「潮の舞」の所在がわからなくなったことを説明しようとしめない。右の外務省の態度からは、国民の税金で購入した美術品に対する説明責任を果たそうとの姿勢が全く見られないと考えるが、福田康夫内閣総理大臣の見解如何。

右質問する。